

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

西条市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 旧西条市区域

(1) 現況

本区域は、過疎化、高齢化及び混住化等に伴い地域の共同活動の実施が困難となり、農道の草刈りや水路の泥上げ等において担い手農家の負担が増加していることからその負担を軽減することが必要となっている。さらに、自然環境の保全に資する農業生産活動に取り組む担い手への負担も増大していることから、その負担を軽減し、環境保全に効果の高い営農活動が地域でまとまりをもって取り組むことが必要とされている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本区域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、同項第3号に掲げる事業についても併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 旧東予市区域

(1) 現況

本区域は、過疎化、高齢化及び混住化等に伴い地域の共同活動の実施が困難となり、農道の草刈りや水路の泥上げ等において担い手農家の負担が増加していることからその負担を軽減することが必要となっている。さらに、自然環境の保全に資する農業生産活動に取り組む担い手への負担も増大していることから、その負担を軽減し、環境保全に効果の高い営農活動が地域でまとまりをもって取り組むことが必要とされている。

また、本区域の中山間地域等では、高齢化が進展し、担い手の減少や耕作放棄地の増加により、地域の共同活動の実施が困難となっている。そのため担い手の育成等による農業生産の維持により耕作放棄地の発生を防止することが必要とされている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本区域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、同項第2号及び同項第3号に掲げる事業についても併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 旧丹原町区域

(1) 現況

本区域は、過疎化、高齢化及び混住化等に伴い地域の共同活動の実施が困難となり、農道の草刈りや水路の泥上げ等において担い手農家の負担が増加していることからその負担を軽減することが必要となっている。さらに、自然環境の保全に資する農業生産活動に取り組む担い手への負担も増大していることから、その負担を軽減し、環境保全に効果の高い営農活動が地域でまとまりをもって取り組むことが必要とされている。

また、本区域の中山間地域等では、高齢化が進展し、担い手の減少や耕作放棄地の増加により、地域の共同活動の実施が困難となっている。そのため担い手の育成等による農業生産の維持により耕作放棄地の発生を防止することが必要とされている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本区域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、同項第2号及び同項第3号に掲げる事業についても併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 旧小松町区域

(1) 現況

本区域は、過疎化、高齢化及び混住化等に伴い地域の共同活動の実施が困難となり、農道の草刈りや水路の泥上げ等において担い手農家の負担が増加していることからその負担を軽減することが必要となっている。さらに、自然環境の保全に資する農業生産活動に取り組む担い手への負担も増大していることから、その負担を軽減し、環境保全に効果の高い営農活動が地域でまとまりをもって取り組むことが必要とされている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本区域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、同項第3号に掲げる事業についても併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧西条市区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	旧東予市区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
③	旧丹原町区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
④	旧小松町区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号(中山間地域等直接支払)事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

(別紙)

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、同一の生産組織、生産法人等により農業生産活動が行われている場合など営農上一体性がある場合において、合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

(ア) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域：旧西条市(旧加茂村、旧大保木村、旧大生院村)、旧東予市(旧庄内村)、旧丹原町(旧中川村、旧桜樹村)、旧小松町(全域)

(イ) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域：旧西条市(旧加茂村、旧大保木村)、旧丹原町(旧桜樹村)、旧小松町(旧千足山村)

(ウ) 特認地域

① 農林統計上の中山間地域：旧丹原町(旧徳田村)

② 地域振興立法8法の指定地域に隣接する旧市町村にあって、次の(a)～(e)の要件のうち、3つ以上の要件を満たす地域(旧市町村、大字又は集落)。ただし、DID(人口集中地区)を除く。：旧丹原町(旧田野村大字川根)、旧東予市(旧吉岡村)

(a) 農林業従事者割合が10%以上

(b) 農林地率が75%以上

(c) 農業従事者の高齢化率が39.3%以上

(d) 耕作放棄率が9.4%以上

(e) 耕作面積に占める急傾斜農用地(田1/20以上、畑等15度以上)の割合が50%以上

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上。

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 緩傾斜農用地については、田 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地 8 度以上 15 度未満であって次のいずれかに該当する農用地。

a 急傾斜農用地と連担している場合

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合(この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。)。

b 緩傾斜農用地の耕作放棄が高齢化の進行により進んでいる場合。

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率及び耕作放棄率が全国の中山間地域の平均以上とする(高齢化率 30%以上、耕作放棄率：田 5%、畑(草地含む。)10%以上)。

c 一団の農用地に急傾斜団地と緩傾斜畑団地が混在する場合。

一団の農用地に急傾斜団地と緩傾斜畑団地が混在し、集落協定を結ぶうえで必要な場合。

d 団地に急傾斜田と緩傾斜畑が混在する場合。

1ha 以上の団地に急傾斜の田と緩傾斜の畑が混在し、集落協定を結ぶうえで必要な場合。

(ウ) 愛媛県知事が地域の実態に応じて指定する地域。

a 急傾斜農用地

2 集落協定の共通事項

協定構成員の事務負担軽減のため、必要に応じて、事務の委託の促進を図るものとする。また、共同取組を通じて耕作放棄を積極的に防止していく。

3 対象者

認定農業者に準ずる者とは、例えば、市の農業振興方針に定められた者など地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。

位置図

